

令和4年4月21日

報道関係者各位

大阪府茨木市

指定居宅サービス事業者等及び指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

茨木市は、監査を実施した結果、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、令和4年4月20日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 合同会社みきケアサポート
- (2) 代表者 代表理事 切山 美樹
- (3) 所在地 茨木市山手台一丁目15番10号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 みきケア介護センター
- (2) 所在地 茨木市玉櫛二丁目27-8-105号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
  - ・平成30年11月1日 訪問介護・訪問介護相当サービス（介護保険法）  
居宅介護・重度訪問介護・同行援護（障害者総合支援法）
  - ・令和元年5月1日 訪問型サービスA（介護保険法）

3 行政処分の内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護の指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和4年5月31日

4 行政処分の理由

- ・不正請求（介護保険法第77条第1項第6号、介護保険法第115条の45の9第2号）
- ・虚偽の答弁（介護保険法第77条第1項第8号）
- ・法令違反（介護保険法第115条の45の9第6号、障害者総合支援法第50条第1項第9号）

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、令和元年6月から令和2年9月まで不正に請求し受け取った介護給付費等286,282円（加算額を除く）を返還させる。

6 経過

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 令和3年8月6日  | 監査（以後12月15日まで計8回実施） |
| 令和4年3月17日 | 聴聞                  |
| 令和4年4月20日 | 処分通知                |
| 令和4年5月31日 | 指定の取消し              |